

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十六号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を履修する課程に在学している者（知事が別に定めるものに限る。）であること。

第三条第一項中「県外大学」を「自治医科大学」に改め、同条第三項中「対象大学」を「大学」に改める。

第六条第一項第一号中「対象大学」を「大学」に、「県外大学」を「自治医科大学」に改める。

第七条第一項第二号中「対象大学」を「大学」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県医師修学資金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二条第一号に規定する大学に入学する者について適用する。